

加熱式たばこの取扱いについて

- 1 加熱式たばこについて
- 2 加熱式たばこを取り巻く状況
- 3 他都市の路上喫煙禁止における加熱式たばこの規制状況
- 4 本市方針(案)

令和5年3月22日
大阪市環境局

1 加熱式たばこについて

(1) 法令上の規定

- ・ たばこは、改正健康増進法第28条第1項において、たばこ事業法に掲げる製造たばこ及び製造たばこ代用品と定義されている。
- ・ 一方、製造たばこは、たばこ税法第2条第2項において、「① 喫煙用の製造たばこ(紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ)」、「② かみ用の製造たばこ」、「③ かぎ用の製造たばこ」と定義されている。
- ・ 製造たばこ代用品(「加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの」)は、たばこ税法第8条第2項において、製造たばことみなし、区分を加熱式たばことしている。

【参考】「改正健康増進法の施行に関するQ&A」(平成31年4月26日公表)

- ・ 葉タバコを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制対象外となる。

電子たばこ



※ リキッドを加熱
原則ニコチンは含まない

1 加熱式たばこについて

(2) 日本で販売されている加熱式たばこ(2022年7月現在)



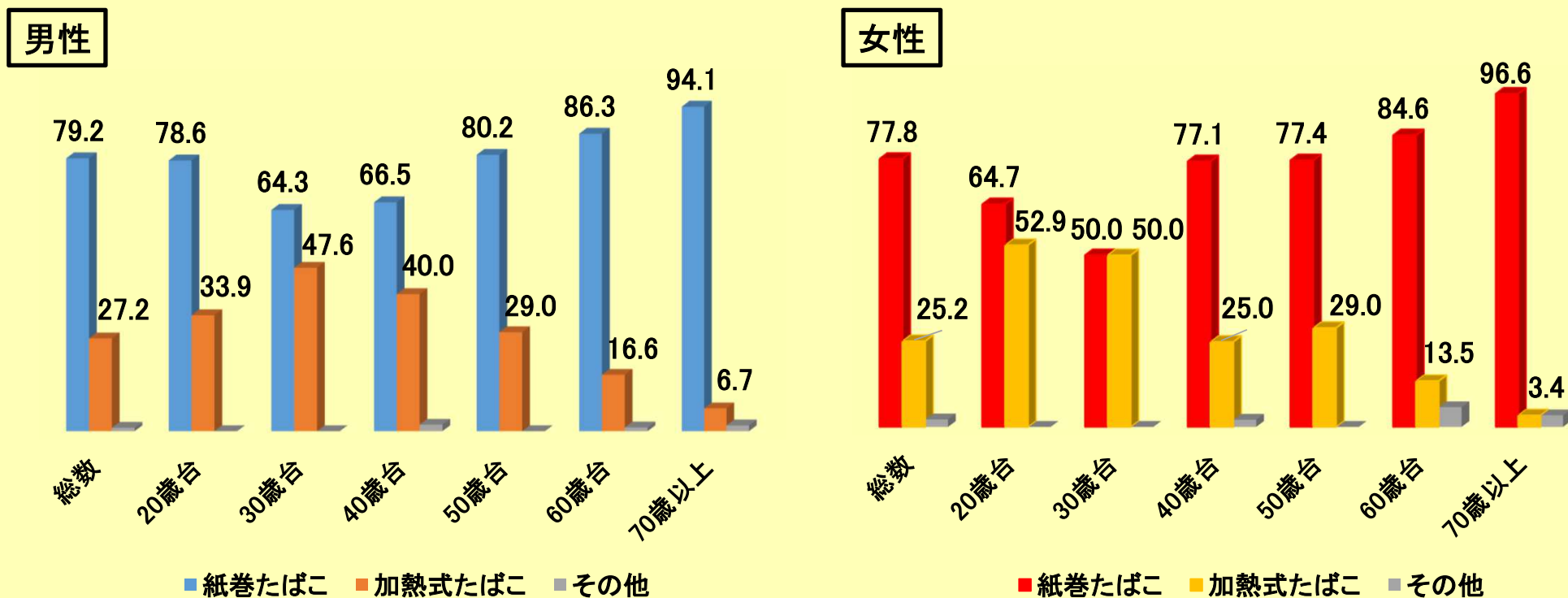
- ・ 加熱式たばこは、専用の道具を使って、たばこの葉やその加工品を電気で加熱し、発生する煙(エアロゾル)を喫煙するもの。
- ・ 加熱式たばこの煙には、ニコチンや発がん性物質などの有害な物質が含まれている。
- ・ 加熱式たばこは販売されてから間がなく、研究が十分に行われていないため、現段階で健康の長期的な影響について予測することは難しい状況。

(出典)

国立研究開発法人
国立がん研究センター
ホームページ

2 加熱式たばこを取り巻く状況

(1) 喫煙者が吸っているたばこ製品(20歳以上、男女・年齢階級別)



厚生労働省の『令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要』より作成。

- ・ たばこを「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した者を対象としている。
- ・ たばこ製品は「紙巻たばこ」、「加熱式たばこ」、「その他」の中から、複数回答可で調査している。

2 加熱式たばこを取り巻く状況

(2) 改正健康増進法における喫煙室の扱い

	喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室
設置できる施設	第二種施設(原則屋内禁煙となる施設)	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為(飲食等)	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

3 他都市の路上喫煙禁止における加熱式たばこの規制状況

(1) 東京都区部(区域全域を路上喫煙禁止にしている9区)の状況

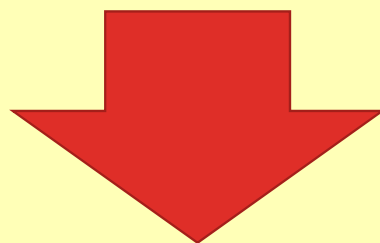
	千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区
加熱式	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象	対象	対象

(2) 規制対象外としている理由など

- ・ 制度創設時に、加熱式たばこが普及していなかったことや健康増進法上での規制も未整備であったため、規制対象としておらず、その後も大きな制度変更を行っていない。
- ・ 今後、規制対象とするかについては、引き続き検討していく。

4 本市方針(案)

- ・加熱式たばこの吸い殻等についても、ポイ捨てされている状況にある。
- ・加熱式たばこは、現段階で健康の長期的な影響について予測することは難しい状況にあるが、煙にはニコチンや発がん性物質などの有害な物質が含まれている。
- ・改正健康増進法及び府条例でも、加熱式たばこを規制対象としている。
- ・他都市でも多くが加熱式たばこを規制対象もしくは規制対象として検討している。
- ・若年層を中心に加熱式たばこが浸透してきていることから、加熱式たばこを規制対象とすることは、路上喫煙の防止効果が高い。



	紙巻たばこ	加熱式たばこ
やけど・防火	○	×
健康被害	○	○
ポイ捨て	○	○

本市の路上喫煙対策においても規制の対象としたい。